

# 島根県報

令和2年12月11日(金)

号外 第 151 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

|--|

【規 則】

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(薬事衛生課) 2

# 公布された条例等のあらまし

### ◇公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則 (規則第99号)

- 1 規則の概要
- (1) 食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、又は食品衛生法施行規則等の改正の趣旨を踏まえ、事業譲渡及び相続による事業承継に伴う手続の簡素化を図るため、次に掲げる規則の規定及び様式を整備することとした。
  - ア 公衆浴場法施行細則
  - イ 食品衛生法施行細則
  - ウ 旅館業法施行細則
  - エ クリーニング業法施行細則
  - 才 理容師法施行細則
  - カ 美容師法施行細則
  - キ 興行場法施行細則
- (2) その他規定及び様式の整備
- 2 施行期日

令和2年12月15日から施行することとした。

規則

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第99号

公衆浴場法施行細則等の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則 (昭和24年島根県規則第45号) の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第3条第2号中「、」を「及び」に改め、同条第4号中「所有者」を「、所有者」に改め、同条に次の2号を加える。

- (6) 営業者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
- (7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に、

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

「添付書類 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し」を

「注意事項 3及び4にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができる。

に改める。

様式第3号中「⑩」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第4号中「⑩」を削り、同様式の注中「記名押印する」を「署名する」に改める。

様式第5号中「⑩」を削る。

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 様式第6号及び様式第7号中

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 剛 |

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改める。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 様式第8号中

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

を (印)

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改める。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

J

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第2条 食品衛生法施行細則(昭和38年島根県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第6号様式の備考の新規許可の場合2中「図面」の次に「(以下「図面」という。)」を加え、同様式の備考の新規 許可の場合に次のように加える。

- 5 事業譲渡の場合であって、図面及び営業設備の大要に変更がないときは、図面の添付 及び営業設備の大要の記載を省略することができる。
- 6 事業譲渡の場合は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

第7号様式の添付書類1中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に 規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第3条 旅館業法施行細則(昭和46年島根県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第6条第2項に次の2号を加える。

- (3) 営業者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し
- (4) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第9条第2項中「第3条第2項」を「第3条第2項第2号」に改める。

「住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

様式第2号中 氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) を

(FI) |

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に、 種別 を 種別 に、 **種別** こ、 **種別** こ、 **種別** こ、 **種別** こ、 **種別** こ、 **種別** こ、 **日** の **日** 

]

を 工事の 種別※ に、 設 備 ※ だ 、 微 備 ※

営業施設が旅館業法第3条第1項ただし書に該当
するときはその旨
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無
及び該当するときはその内容
管理者を置く場合はその者の
住所
任所及び氏名

「氏名

営業施設が旅館業法第3条第1項ただし書に該当 するときはその旨 ※ 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無 及び該当するときはその内容 管理者を置く場合はその者の 住所 住所及び氏名 ※ 氏名

に改める。

注意事項 ※欄にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略す ることができる。

様式第3号中「剛」を削る。

様式第5号中「⑪」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第 18号) 第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第6号中「⑩」を削り、同様式の注中「記名押印する」を「署名する」に改める。

「住所

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)

様式第8号中 氏名

(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改める。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 様式第10号中

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(EII) |

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改める。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 様式第11号中

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改める。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

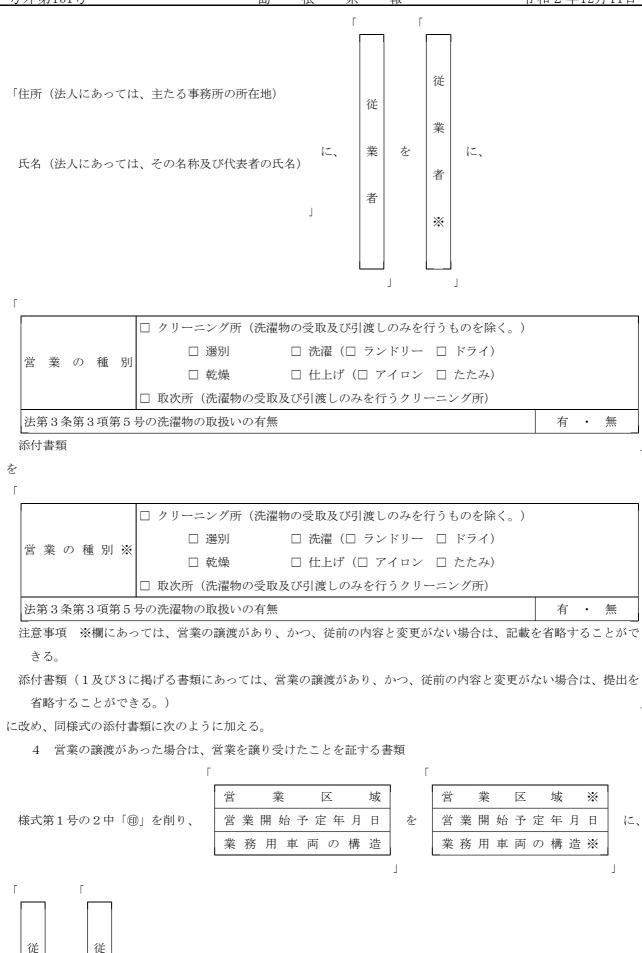
(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第4条 クリーニング業法施行細則(昭和46年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

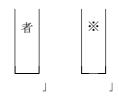
第4条の2第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 営業者は、第1項の確認済証の記載事項に変更を生じたときは、クリーニング所検査確認済証書換交付申請書(様 式第4号)を保健所長に提出し、その書換交付を受けることができる。

住所 事務所の所在地 様式第1号中



 $\rfloor$ 



「添付書類

を

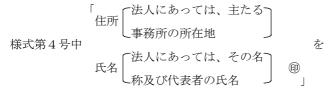
「注意事項 ※欄にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができる。

添付書類(1及び3に掲げる書類にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を 省略することができる。)

に改め、同様式の添付書類に次のように加える。

4 営業の譲渡があった場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

様式第3号を削る。



「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

に改め、同様式を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式

を加える。

様式第4号(第4条の2関係)

年 月 日

保健所長 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

# クリーニング所検査確認済証書換交付申請書

確認済証の記載事項に変更を生じたので、クリーニング業法施行細則第4条の2第3項の規定により書換交付の申請をします。

記

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地
- 3 営業の種別
- 4 確認の年月日及び番号
- 5 変更事項及びその理由

# 添付書類

- 1 クリーニング所検査確認済証
- 2 変更事由を証する書類

 住所
 法人にあっては、主たる

 事務所の所在地

 様式第5号中

 氏名

 法人にあっては、その名

 称及び代表者の氏名

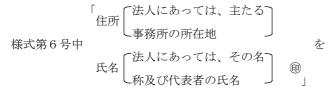
「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改め、同様式の添付書類を次のように改める。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

J

添付書類 構造設備の変更の場合は、変更後の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図



「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改める。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

様式第6号の3中「⑪」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式の添付書類3中「書類」の次に「。ただし、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができる。」を加える。

様式第6号の4、様式第7号、様式第10号、様式第11号、様式第12号及び様式第13号中「⑪」を削る。

(理容師法施行細則の一部改正)

第5条 理容師法施行細則(昭和47年島根県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

3 理容所の開設者は、第1項の確認済証の記載事項に変更を生じたときは、様式第24号の2による申請書を保健所長に提出し、その書換交付を受けることができる。

第27条の2中「様式第24号の2又は様式第24号の3」を「様式第25号又は様式第25号の2」に改める。

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に、

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

J

氏 名管理理容師管理理容師資格認定講習会の修了年月日

理容師につき、結核、皮膚疾 患その他厚生労働大臣の指定 する伝染性疾病がある場合 は、その旨

管理理容師 ※	氏 名		
	   住 所		
	管理理容師資格		
	認定講習会の修		
	了年月日		
理容師につき 結核 皮膚疾			

理容師につき、結核、皮膚疾 患その他厚生労働大臣の指定 する伝染性疾病がある場合 は、その旨 ※

Γ

① 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設 されている場合は、当該美容所の名称

を

② 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第 1項の届出がされている場合(上記①の場合を除く。)は、 当該美容所の開設予定年月日

Γ

- ① 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称 ※
- ② 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第 1項の届出がされている場合(上記①の場合を除く。)は、 当該美容所の開設予定年月日 ※

に改め、同様式の注意事項を次のように改め

]

に、

る。

# 注意事項

- 1 美容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。
- 2 ※欄にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができます。

様式第20号の添付書類中

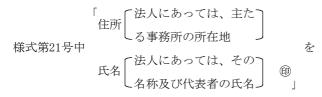
「添付書類

を

「添付書類(1から3までに掲げる書類にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提出を省略することができます。)

に改め、同様式の添付書類に次のように加える。

4 営業の譲渡があった場合は、営業を譲り受けたことを証する書類



「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改め、同様式の添付書類3を削る。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

「住所 法人にあっては、主た」 様式第21号の2及び様式第24号中 を 氏名 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 ®

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改める。

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

様式第24号の3中「⑩」を削り、同様式を様式第25号の2とする。

様式第24号の2中「⑪」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式を様式第25号とし、様式第24号の次に次の1様式を加える。

様式第24号の2 (第27条関係)

年 月 日

保健所長 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

# 理容所検査確認済証書換交付申請書

確認済証の記載事項に変更を生じたので、理容師法施行細則第27条第3項の規定により書換交付の申請をします。

記

- 1 理容所の名称
- 2 理容所の所在地
- 3 確認済証の番号及び年月日
- 4 変更事項及びその理由

### 添付書類

- 1 理容所検査確認済証
- 2 変更事由を証する書類

(美容師法施行細則の一部改正)

第6条 美容師法施行細則 (昭和47年島根県規則第17号) の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

3 美容所の開設者は、第1項の確認済証の記載事項に変更を生じたときは、様式第24号の2による申請書を保健所長に提出し、その書換交付を受けることができる。

に、

第27条の2中「様式第24号の2又は様式第24号の3」を「様式第25号又は様式第25号の2」に改める。

「住所 法人にあっては、主た」 る事務所の所在地 を 氏名 法人にあっては、その 氏名 名称及び代表者の氏名 即

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

 氏
 名

 管理美容師
 管理美容師資格

 認定講習会の修
 了年月日

美容師につき、結核、皮膚疾 患その他厚生労働大臣の指定 する伝染性疾病がある場合 は、その旨 
 氏
 名

 管理美容師
 管理美容師資格

 ※
 管理美容師資格

 認定講習会の修了年月日

美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病がある場合は、その旨 ※

① 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設 されている場合は、当該理容所の名称

② 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第 1項の届出がされている場合(上記①の場合を除く。)は、 当該理容所の開設予定年月日

- ① 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称 ※
- ② 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第

に改め、同様式の注意事項を次のように改め

に、

1項の届出がされている場合(上記①の場合を除く。)は、 当該理容所の開設予定年月日 ※

る。

### 注意事項

- 1 理容所と重複して開設する場合は、従事する全ての施術者に理容師及び美容師両方の資格が必要です。
- 2 ※欄にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができま す。

様式第20号の添付書類中

「添付書類 

「添付書類(1から3までに掲げる書類にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、提 出を省略することができます。)

に改め、同様式の添付書類に次のように加える。

4 営業の譲渡があった場合は、営業を譲り受けたことを証する書類

様式第21号中 `法人にあっては、その`

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改め、同様式の添付書類3を削る。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

様式第21号の2及び様式第24号中

「住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

に改める。

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

様式第24号の3中「圓」を削り、同様式を様式第25号の2とする。

様式第24号の2中「⑩」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省 令第18号) 第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式を様式第25号とし、様式第24号の次 に次の1様式を加える。

様式第24号の2 (第27条関係)

年 月 日

保健所長 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

# 美容所検査確認済証書換交付申請書

確認済証の記載事項に変更を生じたので、美容師法施行細則第27条第3項の規定により書換交付の申請をします。

記

- 1 美容所の名称
- 2 美容所の所在地
- 3 確認済証の番号及び年月日
- 4 変更事項及びその理由

### 添付書類

- 1 美容所検査確認済証
- 2 変更事由を証する書類

(興行場法施行細則の一部改正)

第7条 興行場法施行細則(昭和59年島根県規則第96号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、第1号から第3号までに掲げる書類の添付を 省略することができる。

第2条第3項第5号中「法人」を「営業者が法人」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第3条第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第1号中「印」を削り、

「7 管理者の住所及び氏名

を

「7 管理者の住所及び氏名

注意事項 2から4まで、6及び7に掲げる事項にあっては、営業の譲渡があり、かつ、従前の内容と変更がない場合は、記載を省略することができる。

に改める。

様式第2号中「⑩」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第3号中「⑩」を削り、同様式の注中「記名押印する」を「署名する」に改める。

様式第4号から様式第6号までの様式中「圓」を削る。

様式第7号その1及び様式第7号その2中 [ 法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名 を削る。

様式第8号及び様式第9号中「⑩」を削る。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則、食品衛生法施行細則、旅館業法施行細則、クリーニング業法施行細 則、理容師法施行細則、美容師法施行細則及び興行場法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に 残存するもののうち取繕いの可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。